

宮崎県山村振興基本方針

平成 28 年 3 月

宮 崎 県

目 次

I	地域の概況	1
1	自然条件	1
2	社会的・経済的条件	2
II	現状と課題	5
1	山村振興対策の実施状況	5
2	山村振興の現状と課題	5
III	振興の基本方針及び振興施策	6
1	交通施策に関する基本的事項	6
2	情報通信施策に関する基本的事項	6
3	産業基盤施策に関する基本的事項	7
4	経営近代化施策に関する基本的事項	9
5	地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	10
6	文教施策に関する基本的事項	11
7	社会、生活環境施策に関する基本的事項	12
8	高齢者福祉施策に関する基本的事項	13
9	集落整備施策に関する基本的事項	14
10	国土保全施策に関する基本的事項	15
11	交流施策に関する基本的事項	15
12	森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	16
13	担い手施策に関する基本的事項	16
14	鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	17
IV	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	17

山村振興基本方針書

都道府県名	宮 崎 県
作成年度	平成27年度

I 地域の概況

1 自然条件

本県は、九州の南東部に位置し、北は大分県、南は鹿児島県、西は熊本県に接し、東は太平洋に面しており、県土面積は7,735 km²である。

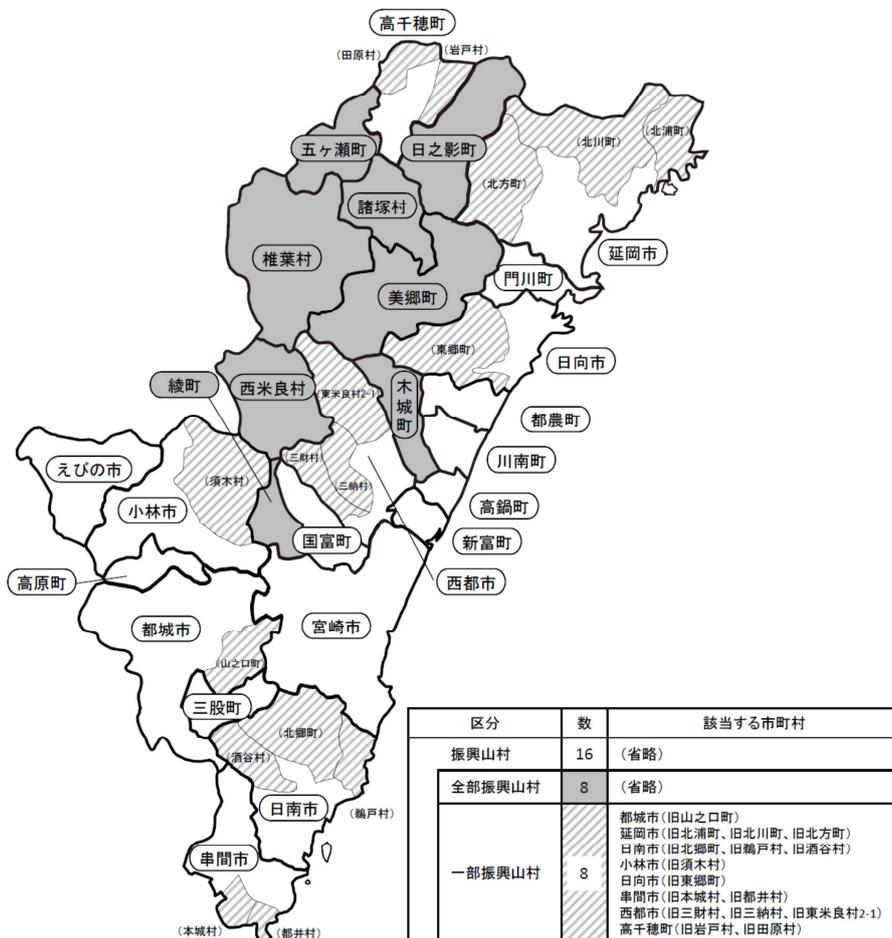
山岳地帯が多く、北西に祖母・傾の高峰を連ね、西は国見岳、市房山をはじめ南北に走る九州山地と、韓国岳、高千穂峰などの霧島連山がそびえている。

これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路70km以上にわたる河川が太平洋にそそぎ豊富な水資源をもたらしている。

年間平均気温は17.3℃と温暖・多照ではあるが、県北部では冬の降雪もある。

このような自然条件のもと、山村振興法に基づき指定されている振興山村は、県内26市町村のうち、北西部を中心に16市町村（平成27年4月現在・一部指定を含む）であり、振興山村の面積は4,126 km²で県土面積の53.3%を占め、全部振興山村においては、森林面積が1,968 km²となっており、全面積の92.1%を占めている。

○宮崎県振興山村地域（平成27年4月1日現在）



2 社会的・経済的条件

(1) 人口の動向

平成22年の国勢調査による振興山村の人口は80,386人で、本県人口1,135,233人の約7.1%を占めている。

県全体の人口は平成12年から減少しており、振興山村の人口推移は、平成12年の国勢調査が93,789人であるのに対し、平成22年では80,386人と10年間で13,403人(-14.3%)と県全体の減少幅に比べてより大きく減少した。

また、年齢構成を見ると、平成22年の振興山村における若年者(15歳～29歳)の比率は9.8%と全県の14.0%と比べ、4.2ポイント低くなっている一方、高齢者(65歳以上)の比率は36.2%と全県の25.7%と比べ、10.5ポイント高くなっており、若年層の流出と地域住民の高齢化が進展している。

○年齢別人口構成の推移

(単位：人)

	区 分 (歳)	平成12年	平成22年	増減率	平成22年 各区分構成比
振 興 山 村	0～14	13,330	9,210	-30.9%	11.5%
	15～29	11,266	7,862	-30.2%	9.8%
	30～44	13,997	10,032	-28.3%	12.5%
	45～64	26,928	24,169	-10.2%	30.1%
	65～	28,267	29,107	3.0%	36.2%
	計	93,789	80,386	-14.3%	100.0%
宮 崎 県	0～14	187,431	158,588	-15.4%	14.0%
	15～29	204,889	159,137	-22.3%	14.0%
	30～44	209,503	199,177	-4.9%	17.5%
	45～64	326,009	322,540	-1.1%	28.4%
	65～	241,754	291,301	20.5%	25.7%
	計	1,170,007	1,135,233	-3.0%	100.0%

資料：総務省「国勢調査」

(注) 合計の数値は、年齢不詳のものを含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

(2) 産業の動向

本県の就業人口については、平成12年から平成22年の間で、県全体で6.3%の減少となっているが、振興山村においては、少子化、若年層の流出などによる人口の減少が進み、就業人口は23.4%の減少となっている。

産業別では第一次産業から第三次産業において、就業人口の減少が県全体、振興山村ともに共通しているものの、平成22年における振興山村の第一次産業就業人口は30.1%となっており、全県の11.4%と比べて構成比が高く、振興山村における基幹産業としての役割は大きいものがある。

また、振興山村における市町村内総生産は平成14年度から平成24年度の間で16.1%の減少となっている。

○産業別就業人口の推移

(単位：人)

区分			就業人口			
			合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業
実数	平成12年	振興山村	50,182	16,207	14,701	19,259
		全 県	566,981	74,013	143,649	347,773
	平成22年	振興山村	38,455	11,578	8,565	18,119
		全 県	531,213	60,300	110,638	341,523
	平成12年～ 22年増減率	振興山村	-23.4%	-28.6%	-41.7%	-5.9%
		全 県	-6.3%	-18.5%	-23.0%	-1.8%
構成比	平成12年	振興山村	100%	32.3%	29.3%	38.4%
		全 県	100%	13.1%	25.3%	61.3%
	平成22年	振興山村	100%	30.1%	22.3%	47.1%
		全 県	100%	11.4%	20.8%	64.3%

資料：総務省「国勢調査」

(注) 合計の数値は、分類不能のものを含むため、各産業別人口の和と必ずしも一致しない。

○市町村内総生産の推移

(単位：億円)

区分			市町村内総生産			
			第一次産業	第二次産業	第三次産業	
実 数	平成14年度	振興山村	1,210	112	489	614
		全 県	35,477	1,758	7,409	26,191
	平成24年度	振興山村	1,015	102	341	568
		全 県	35,310	1,502	7,364	26,167
	平成14年度～ 24年度増減率	振興山村	-16.1%	-8.9%	-30.3%	-7.5%
		全 県	-0.5%	-14.6%	-0.6%	-0.1%
構 成 比	平成14年度	振興山村	100.0%	9.3%	40.4%	50.7%
		全 県	100.0%	5.0%	20.9%	73.8%
	平成24年度	振興山村	100.0%	10.0%	33.6%	56.0%
		全 県	100.0%	4.3%	20.9%	74.1%

資料：宮崎県市町村民経済計算

(注) 1. 総生産額は帰属利子等控除後の数値なので、項目の合計とは一致しない。

2. 振興山村の数値は、一部山村の市町村を除いている。

(3) 財政状況

財政状況については、振興山村市町村（一部振興山村の市町村は除く。）の財政力指数の平均（平成25年度）は0.26であり、県内全市町村の平均0.34に比べて低く、財政基盤は脆弱である。

○財政力指数

	財政力指数
振興山村	0.26
全 県	0.34

資料：県市町村課「市町村決算状況調」

(注) 振興山村の数値は、一部山村の市町村を除いている。

II 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況

山村振興対策については、山村振興法に基づき、市町村毎に山村振興計画を策定し、昭和40年からこれまでの間、第1期から第6期までの期間にわたり、施策を実施してきた。

この結果、振興山村においては、道路交通網、生活環境等の整備が着実に進み、利便性の向上や都市部との格差是正等について、一定の成果を上げてきている。

さらに、持続可能な地域づくりが積極的に進められてきており、中には優良・先進的事例として、日南市酒谷地区では、祭りや環境保全のほか高齢者の独居世帯の見守りを兼ねた弁当の宅配事業等を実施する「酒谷地区むらおこし推進協議会」の取組や、西米良村小川地区では、西米良独特の文化「作小屋」を再現して地域の拠点となった「小川作小屋村運営協議会」の取組が評価されるなど、全国的に注目を浴びる市町村もでてきている。

2 山村振興の現状と課題

若年層を中心とした人口の流出や少子高齢化の進行、地域経済や市町村財政状況の悪化など、振興山村を取り巻く状況はこれまでに増して厳しいものとなっており、地域の活力の維持・向上のためには、産業の振興や、若年者定住を推進するとともに、都市部からの移住・定住を促進し、高齢者の知恵や経験、技能などが十分発揮され、生き生きと活躍できる環境づくりを促進するとともに、県民が一体となった持続可能な集落づくりが求められている。

また、本県は、歴史的にも地震や風水害など大規模な災害を経験しており、振興山村の基幹産業である農林産業に多大な被害を与えるほか、孤立集落を発生させるなど、住民生活へも多大な影響を与えるため、災害に強い農地、森林づくり等の保全施策や、道路整備等の社会資本整備が引き続き必要となっている。

一方、振興山村は国土や自然環境の保全等、国民生活全般にわたって重要な役割を果たしており、また、ライフスタイルが多様化する中で自然と共生できる生活空間としての役割への期待も高まってきているため、これらの環境の変化にも留意しながら、引き続き山村振興対策を講ずる必要がある。振興山村の特性を十分に把握した上で、効率的・効果的な施策を展開していく必要がある。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

○ 山村振興の基本的な方向

宮崎県中山間地域振興計画の4つの重点施策（「仕事がある中山間地域づくり」、「子育て環境等の整備と移住・定住の促進」、「集落の維持・活性化と新たな絆の創造等」、「安心・安全な暮らしの確保」）を踏まえ、各種施策を推進していく。

1 交通施策に関する基本的事項

道路の整備については、東九州自動車道や九州中央自動車道を始めとした高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、社会資本整備総合交付金等を積極的に活用し、計画的な道路網整備を推進する。

また、交通の確保については、人口減少やモータリゼーションの影響等により路線バスの利用者が恒常的な減少傾向にあるなど、地域公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

このため、国、県、市町村、交通事業者等が連携して、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るとともに、利用促進に取り組み、バス路線等の公共交通機関の運行維持に努める。

〈振興施策〉

・ 国道・県道・市町村道の整備

国県道については、力強い「経済」の浮揚を支援する道づくり、定住自立を図る「地域」の発展を支援する道づくり、安全・安心な「暮らし」の確保を支援する道づくりの3つの基本方針に基づき、計画的な道路網整備を推進する。

また、市町村道については、産業振興及び住民生活の安定を確保するため、安全で信頼性の高い道路の整備を積極的に推進する。

・ 交通確保対策

交通の確保については、国、県、市町村、交通事業者等が連携して、広域的・幹線的なバス路線やコミュニティバス等が効果的に接続する公共交通ネットワークを構築するとともに、公共交通機関の利用促進に取り組み、必要な路線の維持・確保に努める。

2 情報通信施策に関する基本的事項

生活の隅々へICTの利活用が浸透していく中、振興山村の一部には、携帯電話や超高速ブロードバンド等、情報通信基盤の未整備地区が残されている。

住民が等しく情報通信サービスを楽しむよう、引き続き情報通信基盤の整備促進に努めるとともに、医療や福祉、教育、防災、雇用、産業等、多様な分野でICTの積極的な利活用を図っていく。

〈振興施策〉

国や関係機関と連携し、超高速ブロードバンドや携帯電話等の情報通信基盤の整備促進やICTの積極的な利活用に努めるとともに、住民の行政に対するニーズの高度化・多様化に対応するため、電子自治体の構築を推進し、行政運営の高度化・簡素効率化・住民の利便性向上を図る。

3 産業基盤施策に関する基本的事項

本格的な少子高齢化に加え、都市部への人口流出により振興山村では人口減少が一層深刻な問題となっている。このような中、振興山村では暮らしていくことのできる収入の糧があること、すなわち「仕事がある」ことが何よりも重要である。

振興山村における基幹産業は農林業であるが、農業については、自然的、社会的条件が都市部と比べ不利であることから、農業の持つ多面的機能を含め、振興山村特有の地域資源を最大限に活用し、付加価値の高い農業を展開するための生産対策を講じることが重要となっている。

また、林業については、水源の涵養や山地災害の防止といった森林の持つ多面的機能の発揮に重要な役割を担っているが、木材価格の長期低迷に伴う林業採算性の低下、森林所有者の経営意欲の減退、林業担い手の減少、高齢化等の諸問題が依然として続いている。

このため、木材の生産・加工・流通体制の整備を推進するとともに、多彩な林業生産活動の展開を図りながら、環境の保全にも寄与する魅力ある林業を確立していくとともに、林道の整備について、計画的・効果的な路網の整備に努める。

また、振興山村は交通アクセスに恵まれていない地域が多く、企業の立地条件としては厳しい状況にあるとともに、人口減少や消費ニーズの多様化、地域間競争の激化等により、地場産業や商業等についても厳しい状況にあるが、一方では、心安らぐ自然や神楽・祭りなどの伝統文化、様々な農林水産資源など、「癒し」や「感動」を求める最近の観光ニーズに応えられる豊富な資源を有している。

このため、今後は研究開発、需要開拓、情報発信を継続して行い、産業の育成・活性化を図るとともに、地域特性を生かす企業誘致の推進や、地域産業の活力を生み出すために起業に係る環境整備を図り、さらに、地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等の体験・交流型観光を促進する。

さらに、市町村等と連携して、農林業や観光だけでなく福祉やICTなども含めた新たな発想による所得向上の取組を推進する。

〈振興施策〉

・ 農業

各地域の特性を生かした収益性の高い品目の導入や6次産業化の促進、放牧やコントラクター組織を活用した粗飼料の広域的流通の推進、生産者や農業団体が連携した地域ぐるみでの畜産生産基盤の強化、地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成や生産基盤整備の推進を図り、農業の持つ多面的機能の維持・促進も含めた農業・農村振興施策の展開を図る。

- **農道整備**

通作条件の改善や大型機械の導入による効率的な営農の展開を可能にするるとともに、農村地域の生活環境の向上を図るため、計画的な農道の整備に努める。

- **林業**

木材の生産をはじめ、国土の保全や水源の涵養^{かん}、二酸化炭素の吸収・固定など森林の持つ多面的機能を高度に発揮するため、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を確立するとともに、広葉樹の植栽や針広混交林への誘導など、健全で多様な森林づくりを推進する。

また、公共施設等の木造化、内装の木質化等を推進するとともに、新たな市場開拓や品質性能の明らかな製品づくりを進めるなど、県産材の需要拡大を図る。さらに、しいたけ等特用林産物の振興を図るため、生産基盤の整備、消費拡大等、多彩な林業生産活動の展開を図りながら、環境の保全にも寄与する魅力ある林業を確立していく。

- **林道整備**

適正な森林管理や効率的な林業経営を推進するために、計画的・効果的に林道と作業道を組み合わせた路網を整備し、基幹的な林道については、県の代行事業により計画的な整備に努める。また、振興山村の交通利便性と生活環境の改善を図るため、公道等と一体となった緑資源幹線林道、森林基幹道、林業専用道等幹線的な林道や、集落間を接続する林道を整備するなど、広域的な路網ネットワークの構築に努める。

- **地場産業**

公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターをはじめとする関係団体等との連携を図りながら、地域資源の高付加価値化等による「売れる商品」づくりを推進するとともに、「みやざき物産館KONNE」や「新宿みやざき館KONNE」等の情報発信拠点の活用を通じ、消費者ニーズの的確な把握や商品特性に応じた販売ターゲットの選定、販売ルートの開拓等を行うことにより、地場産業の育成、支援に努める。

- **企業誘致**

振興山村は空港や高速自動車道等へのアクセスに恵まれていない地域が多く、企業の立地条件としては厳しい状況にあるが、農林水産資源等の地元資源を有効に活用した製造業など、地域特性を生かした企業の立地を推進するとともに、既に立地している企業の意見や要望などに対するフォローアップ活動や、工場増設等の際における財政的な支援などにより、既存の雇用の場の維持拡充を図る。

- ・ **起業・創業の促進**

地域産業の活力を生み出すためには、起業の促進を図る必要があり、市町村が創業支援事業計画に基づき設置したワンストップ相談窓口や、商工会議所や商工会連合会など県内14か所の経営支援チーム、さらには公益財団法人宮崎県産業振興機構に設置した「宮崎県よろず支援拠点」やコーディネーター等を活用し、中小企業等の様々な課題の解決に努め、中小企業等の創業・新分野進出への取り組みを支援する。

農林業や地域産業を中心としながら、様々な分野や関係団体と連携のもと、農林産物を活用した食品加工や流通等、フードビジネスの推進をハード、ソフト両面から促進する。

この中で、6次産業化サポートセンターからの専門家の派遣やみやざき6次産業化チャレンジ塾等を実施し6次産業化の取組を推進する。

また、加工グループや6次産業化に係る国の総合化事業計画認定後の事業者の経営安定、事業拡大のためのフォローアップを充実させるとともに、観光農園や農家民宿等の起業化を促進し、産業の創出に努める。

- ・ **商業**

商店街の魅力向上のためのハード事業やソフト事業の取組を支援するとともに、個店に対する助言・指導等の支援を行うなど、商業機能の保持に努める。

また、振興山村における商店が果たすコミュニティ機能に着目し、交流スペースを設けるなど、そのコミュニティ機能の維持・強化に努めるとともに、商店の経営継続のための事業承継などを支援する。

- ・ **観光**

地域資源を改めて見直し、最大限に活用することで、グリーン・ツーリズム等の体験、交流型観光などを促進するとともに、各地域の観光資源を連携させた広域的な観光ルートを形成し、観光入込客の増加を図る。

4 経営近代化施策に関する基本的事項

振興山村は農業生産に関して地理的・地形的条件の制約を大きく受けることが多い。

また、林業についても、木材価格の長期低迷に伴う林業採算性の低下などにより、環境は厳しさを増している。

このため、農林業の生産施設の整備等により生産基盤の強化を図る。

〈振興施策〉

- ・ **農業**

マーケットインの視点に立った生産体制の構築や生産性向上のための新技術の導入、生産施設の整備などを推進する。

また、振興山村の営農条件に適合した品種・技術の開発と普及、ICTを活

用した農業生産面での技術革新、企業的経営体へのステップアップなどを進める。

- ・ **林業**

林業用施設の改良、取得等を行い、生産施設の整備・充実により生産基盤の強化を図るとともに、環境保全型の林業を推進するための技術の普及拡大を行う。

5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

また、高千穂郷・椎葉山世界農業遺産（平成27年登録）や綾ユネスコエコパーク（平成24年登録）のほか、登録を目指す祖母傾山山系のユネスコエコパーク及び神楽の世界無形文化遺産など世界ブランドを活用し、地域の魅力の国内外への発信による観光振興や地域に誇りを持ち、地域を支える人材の育成を通じた地域振興を推進する。

〈振興施策〉

- ・ **特産物の生産振興**

地域ブランドとなるような地域の特性を生かした特産物の生産振興を図る。

- ・ **加工業及び販売業との連携促進**

木製品・食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業との連携を促進する。

- ・ **再生可能エネルギー**

森林資源の新たな活用方法として、バイオマスエネルギーの利用促進を図り、地域に経済的利益が還元されるような仕組みづくりに取り組むとともに、小水力等の地域資源を生かした新エネルギーの導入を促進する。

- ・ **観光業の振興**

グリーン・ツーリズムや森林セラピーなどを活用した体験・滞在型観光、農家民泊をはじめとする各種の体験メニュー等を取り入れた教育旅行の誘致等を推進する。

- ・ **山村の振興に寄与する人材育成**

林業や木材に関する専門的な技術や知識を持った担い手の養成や事業体等の育成、新規参入者の確保について、市町村と連携を密にして取り組む。また、

地域全体の森林経営・管理の指導を行う「フォレスター」や集約化施業を推進する「森林施業プランナー」を養成する。

6 文教施策に関する基本的事項

豊かな自然や地域の伝統文化、地域社会における支え合う心の強さなど人間社会を支えていくうえで大切なものが数多くある振興山村において、学校は、これらを育むコミュニティの拠点である。

このため、児童生徒数の動向や地域の特性を踏まえながら計画的な施設整備を進めるほか、公立図書館や公民館についても、機能の一層の充実を図る。

また、地域固有の文化資源の価値を見つめ直し、現在の生活の中で継承し発展させていくことや、文化活動の活性化と交流により新しい地域文化の創造を推進していくことは個性的で魅力ある地域づくりをさらに進展させることとなる。

このため、地域の貴重な文化的財産の保存・活用を促進するとともに、地域住民主体による文化活動や文化交流を支援する。

〈振興施策〉

・ 教育施設等の整備

地域住民の学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用にも配慮した学校の施設・設備の整備や、老朽化した校舎・屋内運動場の改築、耐震補強及び改修の推進、ICT教育に対応した教育機器の整備等について、児童生徒数の動向や地域の特性を踏まえながら計画的な整備を進める。

また、教育に伴う保護者の経済的負担の軽減のため、奨学金や通学費等の補助などの修学支援制度を今後とも堅持する。

・ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

多様化・高度化した学習・情報・娯楽等のニーズに応えるため、地域住民の生涯学習を支援する中核施設として公立図書館や公立公民館図書室の整備や資料の充実を図るとともに、公民館を活用した各種講座の開催や、自治体の枠を超えた広域的な連携、インターネット等を活用した情報提供の推進など機能の一層の充実を図る。

また、生涯を通してスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるよう、生涯スポーツプログラムの開発や、総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援によるスポーツ機会の拡大、利用者のニーズに応じた効率的なスポーツ施設や指導体制の整備に努める。

・ 地域文化の振興

文化施設における事業の充実や、県有文化施設のアウトリーチ活動などにより芸術文化の鑑賞機会の充実を図るとともに、地域住民主体による文化活動や文化交流を支援する。

また、伝統芸能、民俗資料、史跡等の貴重な文化的財産の保存・活用や伝統芸

能承継者などの地域文化の担い手の育成に努める。

さらに、各地域に受け継がれてきた民俗芸能や祭り、神話・伝承などの特色ある文化資源を観光振興や地域づくりなどに活用する取組を推進する。

7 社会、生活環境施策に関する基本事項

振興山村の水道施設は小規模なものが多いため、広域的整備を踏まえた計画的かつ効果的な水道施設の再整備を図る。

下水処理施設については、河川等の水質保全などにも大きな役割を果たしており、特に、山村地域は、河川の上流域に位置していることが多いことから、下流域の水質保全を図るためにも、効率的・効果的な整備を促進する。

さらに、廃棄物処理施設については、長期的展望に立った計画のもとに、広域的なごみ処理施設整備を図る。

併せて、容器包装リサイクル法等関係法令の円滑な実施に向け、市町村と連携してごみの減量化・リサイクルの推進に努める。

また、振興山村は大規模な山林火災や土砂崩壊が発生しやすい状況にあるが、消防水利や消防車両等の配備状況の低い地域が多い。

このため、消防施設等の整備を推進し、消防力の強化を図るほか、緊急医療体制については各種救急医療情報提供体制の充実を促進する。

さらに、振興山村では、他地域に比べて少子高齢化が進んでおり、子育て環境の整備が課題となっているほか、他地域に比べ新たな医師や医療施設の確保等が困難な状況にある。

地域の実情を踏まえた子育て支援策などを推進するとともに、医療に関しては、医師の確保や市町村診療所の充実促進に努める。

〈振興施策〉

・ 水道施設、下水処理施設の整備

振興山村の水道施設は小規模なものが多いため、水道水源の確保、水道事業の経営基盤及び維持管理体制の強化を図り、また水道未普及地域の解消を促進するとともに、広域的整備を踏まえた計画的かつ効果的な水道施設の再整備を図る。

また、下水処理施設については、地域の実情に即した下水処理施設の効率的・効果的な整備を促進する。

・ 廃棄物処理施設

ダイオキシン排出規制等に対応した高度な環境保全対策や資源循環型社会構築へ向けたリサイクルの推進を効率的に行うため、長期的展望に立った計画のもとに、広域的なごみ処理施設整備を図る。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、できる限り資源化を図ることとし、施設整備を行う場合は、汚泥再生処理センター方式で進めることとする。

- ・ **ごみの減量化及びリサイクルの推進**

振興山村においては、小規模な集落が点在し、ごみの収集運搬に係る経費がかさむことなどから、ゴミの減量化・リサイクルの推進に必要なごみの分別収集体制の構築について課題を残している。

このため、今後、広域的なごみ処理体制を整備するとともに、各種リサイクル法等関係法令の円滑な実施に向けて、市町村と連携し、ごみの減量化・リサイクルの推進に努める。

- ・ **消防・救急施設の整備**

消防施設、資機材等の整備を推進し、非常備町村の消防常備化や消防広域化などの推進に努め、消防力の強化を図る。

また、若年層の流出や高齢化の進行等により消防団員の確保が課題となっているため、消防団員及び消防団活動に協力的な事業所の表彰などによる士気の高揚を図るとともに、消防団広報紙、新聞・ホームページ等を活用して県民へ消防団活動の普及啓発を行うことにより消防団員の加入促進に努める。

市町村や医師会、救急医療施設、大学等と連携・協力しながら、初期から第三次までの救急医療体制の充実を図るとともに、宮崎県総合医療機能情報提供システム（みやざき医療ナビ）によって、救急医療、医療機関及び薬局の情報等を広く県民に周知し、医療提供体制の確保を促進する。

また、二次医療圏における中核的な医療機関と市町村立病院・診療所との機能分担・連携体制の強化に努める。

- ・ **子育て環境等の整備**

母子保健対策や児童福祉の向上については、「健やか親子21」及び「みやざき子ども・子育て応援プラン」に基づき、地域における母子保健の推進や幼児教育・保育の確保に向けた取組を支援するとともに、子ども・子育てに関する各種施策を推進し、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備に努める。

- ・ **医療の確保**

市町村、大学、医師会等と密接に連携を図りながら、医師の養成・確保に積極的に取り組むとともに、自治医科大学卒業医師の配置やへき地診療所の施設・設備整備、運営費に対する補助や県医師会等による巡回診療等を計画的に実施する。

また、防災救急ヘリの有効活用やドクターヘリの運航支援など、関係機関と連携を図りながら山村地域における救急医療の確保に取り組む。

8 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が進行する中、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えて

いく「地域包括ケアシステム」を構築し、計画的にサービス基盤の整備を図る。

〈振興施策〉

・ 保健対策の推進

自主的かつ個々の特性に応じた健康教育・機能訓練等の実施、健康診査の受診率の向上等に向けた取組を推進し、保健事業の一層の充実を図る。

また、高齢者が脳卒中などを発症し、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生き生きとした生活ができるよう保健・医療・福祉等の関係機関の連携による地域リハビリテーション支援体制の充実・強化を図る。

・ 人材育成や介護サービスの供給体制の整備

地域包括ケアシステムを支える介護人材の育成のため、修学資金の貸付、専門研修の実施、処遇改善などの取組を進めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用することにより、関係機関等と連携して参入促進、資質の向上や労働環境改善等の施策を推進する。

また、「宮崎県高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を促進する。

・ 高齢者の多様な社会参加の促進

誰もが生き生きと暮らせる健康・福祉の社会を築くため、高齢者が長年培ってきた知恵や経験、技能、意欲などを積極的に活用できるよう、自分に合った高齢者の「多様な社会参加の仕組みづくり」等に努めるとともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、スポーツや文化面での活動を支援する。

9 集落整備施策に関する基本的事項

集落は、住民の生活の場であるだけでなく、里道等の維持管理、民俗や伝統芸能等の伝承、農繁期等における相互扶助といった様々な機能を持っているが、過疎化、高齢化の進行とともに、その機能の維持等について懸念されることから、住民自らによる主体的かつ意欲的な取組の促進や、集落機能の維持・活性化を図る。

〈振興施策〉

集落住民自身が集落の問題を自らの地域の課題として捉えることが重要であるため、集落支援員を配置し、集落点検や集落での話し合い等を通して、集落の実態を把握する取組を推進するとともに、元気な集落づくりに取り組む集落を「いきいき集落」として認定するなど、住民が主体的に集落づくりに取り組む活動の支援を推進する。

また、若者を始めとした移住・定住の推進に当たっては、空き家の活用を含めた環境整備を促進する。

さらに、高齢化の進行等により、集落機能の維持・存続が困難になってきている

集落については、集落間相互の機能分担により集落の維持・活性化を図るため「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化等を促進する。

10 国土保全施策に関する基本的事項

振興山村は急峻な地形が多いことなどから災害の危険性が高いため、これまで災害に強い県土づくりを推進してきたが、今後とも、災害防止対策を講じていく必要がある。

このため、災害防止のための施設整備と防災情報の提供等のソフト対策が一体となった防災対策を推進する。

また、森林・農地の適正な管理を促進するとともに、森林・農地や農山村の果たす役割について県民の理解醸成を図る。

〈振興施策〉

振興山村は地形的・自然的条件から土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害や水害の影響を受けやすいため、施設整備と防災情報の提供等のソフト対策が一体となった防災対策や山地を含めた流域全体での総合的な土砂管理を推進し、地域住民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域づくりを進める。

また、機能が低下した保安林の整備などにより、災害に強い森林づくりを推進する。

さらに、国土・環境保全などの公益的機能を有する森林・農地が、社会共通の財産であるという認識のもと、森林・農地の適正な管理とその管理を担う農山村地域の活性化に向けての国の制度・政策の導入を促進するとともに、森林・農地や農山村の果たす役割について県民の理解醸成を図る。

11 交流施策に関する基本的事項

都市等との交流は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、振興山村地域が担う重要な役割についての都市住民の理解を深めるとともに、振興山村にも活力をもたらすものである。

また、豊かな自然が今なお残されている振興山村は、都市にはない心のゆとりを提供できる地域としての魅力を有しているため、それらの地域資源を生かし、個性ある地域づくりを推進し、交流の促進を図る。

〈振興施策〉

振興山村が有する豊かな自然や文化など、地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなどの取組みを推進する。

また、中山間地域でのボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」や「地域おこし協力隊」を生かして、振興山村の住民と都市住民との交流を積極的に推進するとともに、地域への移住・定住を促進する。

12 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

森林の有する多面的機能を将来にわたり健全に発揮させていくため、森林の有する機能ごとに適切な森林整備・保全を推進するとともに、農業の生産性の向上や認定農業者等の意欲ある担い手の育成・強化を図るために、地域条件に即した弾力的なほ場整備や用排水施設等の整備を進める。

〈振興施策〉

・ 森林の保全

適正な森林管理を促進し、森林の有する多面的機能を発揮するため、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業の確立を図るとともに、広葉樹の植栽、天然林の保全等による地域の特性に応じた多様な森林づくりを推進する。

また、松くい虫やシカなどによる森林病虫獣害対策及び林野火災対策を推進する。

・ 農用地の保全

農業の生産性の向上や地域農業の中心となる担い手の育成・確保を図るために、優良農地を確保し、農地中間管理機構を活用した農地集積を促進するとともに、農地、農業用水等の保全のため地域の共同活動により行われる取組や農業生産活動の継続を推進する取組を支援することで遊休農地や耕作放棄地の発生を防止する。また、地理的条件に応じた弾力的なほ場整備や用排水施設等の整備・維持管理を進める。

13 担い手施策に関する基本的事項

振興山村では特に農林業における担い手不足は深刻であり、多様な担い手の育成・確保を図る。

〈振興施策〉

・ 林業担い手

就労環境や雇用条件の改善、機械化の推進を図り、若者にも魅力ある職場づくりを進め、新規参入を促進するとともに、みやざき林業青年アカデミーによる就業希望者の育成、林業就業に必要な資格取得の促進及び林業研究グループの活性化に努め、林業担い手の確保・育成を図る。

また、森林組合を始めとする林業事業体の雇用管理の改善や事業の合理化を促進し、経営基盤の強い林業事業体の育成を図る。

・ 農業担い手

地域農業の中心となる担い手や他産業との連携を図りながら、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、高齢農業者や定年帰農者等が農業を営める環境づくり、女性・青年農業者が活躍できる場づくり等を推進する。

また、集落人口の減少や担い手の高齢化により不足する作業労力を補完するため、作業受託組織や集落営農組織の育成を図るとともに、これら組織の法人化による農業就業の場の創出など、産地の生産力維持・向上に必要な支援体制の構築を推進する。

14 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

イノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農林作物等への直接的な被害にとどまらず、農林家の作付け意欲の減退や作付けの断念など数値で計れない影響を地域に及ぼしていることを踏まえ、「鳥獣を寄せつけない『地域力』の向上」を目指し、総合的な鳥獣被害対策を推進する。

〈振興施策〉

- ・ 地域一体となって取り組む「被害対策」
被害対策は個別農家のみが「点的な被害対策」を行っても、近隣農地に被害が分散するなど地域全体としての被害軽減効果は低いことから、非農家を含めた地域ぐるみによる「面的な被害対策」に取り組む。
- ・ 被害状況に応じた適切な「捕獲対策」
被害の深刻化については、生息数の増加や分布域の拡大などの影響が考えられることから、シカやサルなどの生息調査等を行い、生息状況を適切に把握するとともに、第11次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、有害鳥獣捕獲等により個体数の管理を行う。
- ・ 中・長期的視点に立った「生息環境対策」
野生鳥獣による被害を防止する観点から、森林において野生鳥獣が生息しやすい環境を確保するため、多種・多層の構造を持つ森林に誘導するなど、多様な生息環境を持つ森づくりを推進する。
- ・ 地域資源としての「利活用促進対策」
野生鳥獣については、農林作物等への被害をもたらす一方で、捕獲された野生鳥獣は中山間地域における有用な資源であることから、捕獲鳥獣の利活用促進を図り、中山間地域の新たな事業として集落の所得向上を目指す。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

社会経済情勢の変化、人々の価値観の多様化、地域情報化等の進展により地域住民の社会経済活動は広域化し、市町村の行政区を越えた生活圏が構成され、環境衛生、防災、厚生福祉、教育など基礎的な行政サービスだけでなく、観光、人材育成、そして基幹産業である第一次産業の振興の面からも広域的な取組が必要となっている。

また、本県では振興山村市町村は全て、特定農山村地域にも指定されている上、

13市町村は過疎地域にも指定されているため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」や、「過疎地域自立促進特別措置法」等の関係法令との連携も図る必要がある。

このため、本県振興山村地域の振興を図る諸施策については、県の宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」や宮崎県中山間地域振興計画、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略、宮崎県森林・林業長期計画、宮崎県農業・農村振興長期計画、宮崎県過疎地域自立促進方針等における振興山村の位置付けを考慮し、総合的な調整を図りながら、広域的な視点に立って推進していくものとする。

推進に当たっては、県民、企業、NPO等をはじめとした多様な主体との協働のもと、一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される地域づくりを目指していく。